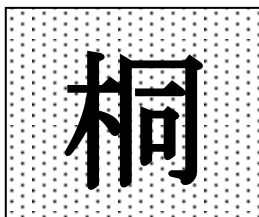


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1051 号
2012 年 6 月 8 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

- ◆ 6 月 1 日(金)学長・学務局長協議の報告
- ◆ 一高の産休代替教員について前号記事のお詫びと訂正
- ◆ キャンパス署名開催のお知らせ
- ◆ 組合加入の呼びかけを！

◆学長・学務局長協議報告

6 月 1 日(金)17:30 から学長・学務局長と大東文化大学教職員組合執行部との協議が行われました。以下、協議内容をご報告いたします。

1. 経済的に貧困な学生支援の具体策について

組合から、経済的な理由で退学、除籍になった人数（151 名）のほかに、退学が危惧される学生の数についての予想を質した。また、同時にこうした学生への対策として、学費減免制度の拡充を訴えた。具体的な要求として昨年度実績の倍に枠を拡充することを提案。全学免除の対象者を 35 名から 50 名に、半額免除の対象者を 70 名から 100 名に増やすことを要求した。

このほかの対策として、学内業務に関して学生アルバイトの積極的活用などの推進を呼びかけた。また、留学生（大学院）の数に比例した奨学金の配分を求めた。その理由として、大学院生は留学生が院生全体の 40%を占めるにもかかわらず、枠は 10 名分しかないので不公平ではないか、最低 20 名分にすべきではないかと提案した。

学長・学務局長から、昨年度は授業料減免制度導入で約 4800 万円を支出（国からの補助金なし）、家計急変者特別就学支援奨学金に 480 万円支出（299.7 万円の補助金があった）、震災を受けた学生への支援に 4700 万円を支出（2224.2 万円の補助金があった）したという報告があった。学費減免制度の拡充の趣旨は理解できるが、必要な額をどこから算出するか、難しいところがある。昨年度は院生対象の減免制度を一部、学生に準用したところがあり、制度的に問題ではあるので、制度の見直しを進めたいという回答であった。また留学生への学費免除などについては、昨年度は 1867.3 万円の支出があったが補助金のカットで、苦しいところ（組合としては昨年度までのように授業料 30%の割引を要求）だ、という回答であった。なお、留学生への奨学金（大東独自の）制度の見直しについては解答がなかった。さらに学内でのアルバイトなどについても触れられなかった。しかし、退学者が増加しており、これに対しどのように歯止めを

かけるかや、授業料の分割納入制度などについては検討中であるという回答を得た。

こうした学生への支援に必要な金額を捻出するための原資としては、一般論としては役職手当や賃金体系を含む学園全体の予算を洗いなおしていかなければならないという姿勢の表明があった。

2、新規採用教員の 65 歳定年後の継続雇用について

組合としては、昨年度採用者から 65 歳定年制が適応され、学内に二重の基準が存在するようになり、今後次第に 70 歳定年者と 65 歳定年者の間に深刻な関係が生じかねず、場合によっては困難な状況が生まれることが懸念される。65 歳定年の方の継続雇用などの制度を早期に整備する必要があるのではないかといいことを表明。それに対し**学務局長から**、組合は白紙撤回というこれまでの要求から転換してしまったのではないかととの質問が示された。組合側としては理事会決定を覆すことは非常に困難ではないかという見通しから、継続雇用あるいはそれに変わる再雇用制度、任期付き雇用制度など、継続して雇用が守られる制度の制定を要求した。若手教員の雇用確保のためにも魅力ある雇用制度への改革が必要ではないかと要求をした。（*組合は当初は白紙撤回を要求していた。）

学長・学務局長より、この点については全体として定年切り下げという圧力が理事会内にもあり、今後の方針を全体の議論の中で検討したいということが表明された。

3、育児休業制度の改善について

組合の現状として、現在の育児休業延長規定による 6 か月では、カリキュラム編成上、困ったことが生じる場合がある。最低 1 年にすれば多少の解消ができるのではないかと考え、国家公務員・地方公務員は 3 年まで（私学関係も 3 年）という規定があることを紹介した。

学務局長も、公務員法の制度は十分承知している。学期を跨いだ休業がありうるという学校特有の問題も認識しているので、今後どのような対応が考えられるのか検討してみたいということであった。

4、非正規職員の定年制度について

組合はアルバイト職員の就業規則が整備されておらず、早期に整備する必要があると要求。特に嘱託、臨時、アルバイト職員に関する雇用年限について、情報処理が満 55 歳、アルバイト職員が満 62 歳など、職務によって大きな違いがあり、問題ではないかと問うた。

学務局長より学園の規則・内規には『高年齢者雇用安定法』の内容に抵触するところがあるので、速やかな改正が必要であるとの考えが示された。

また、アルバイト職員の就業規則が制定されていないという違法状態を直ちに是正しなければならないという点についても、同様の認識であることが**学務局長から表明**された。

5、ハザードマップ等の整備と緊急時の対応について

組合は、管理課で作成した避難マニュアルは殆ど使い物にならない代物であり、早急に新たなマニュアル

を作成すべきではないかということを指摘した。図や絵などを多用しながら、すぐに理解できる避難方法、状況把握、判断基準を出すタイミングなどについて、場合によっては詳細に示したものを作成すべきではないかという見解を表明。

学務局長からは、そのようなものを早急に作成したい。また昨年度、組合との団交において提案された専門コンサルタントに相談しつつ、対応策を練るという方法も考えてみる価値があるのではないかと考えているという回答であった。

このほか組合側が、東松山キャンパスでは校舎新築に伴い、教室内に掲示されている避難経路が使えなくなっている箇所があると指摘し、早急な改善を要求した。

6. 一般研究費の取り扱いと学生データへの教員アクセスについて

組合より一般研究費（個人研究費）の取り扱いに関し、研究費を個人の口座に振り込んで個々の先生が管理して年度末に清算、その際にキャンパスごとに教員個人の口座を作る金融機関を特定し、大学と提携すればどうかと提案した。

これに対して、学長・学務局長からの返答は、提案された方式は研究費の使途の管理という点に問題があり、全く賛成ができない。むしろ大学執行部としては、科研費等の外部資金や一般研究費等を一括して扱う部署を設けることができないか検討中であるとの回答であった。

7. 学生データへの教員アクセスについて

組合の要求として学生個人の履修データなど、ダイヤモンドシステムで管理しているデータを学生指導上必要になる時があるが、その都度事務職員との交渉の必要がある等即応性に欠ける為、一定の手続きを取った者、学内からのみアクセス可能など、セキュリティを維持する形でアクセス権を教員にも与えてほしいと伝えた。

学長・学務局長からは、個人情報保護の観点から制限をしているが、現在システムの更新を検討中であり、その中で改善したいとの回答であった。

8. 出張管理について

組合より、現在書類ベースで行われている出張管理を WEB ベースで行うようにすれば、業務の軽減や管理の徹底、時間外の精算が可能となるのでシステムの導入を要望した。

学長・学務局長からは、WEB 化については、出張精算や学生の履修登録についても検討中であるとの回答であった。

9. 法務研究科の廃止について

組合側から、先日 29 日火曜に、明治学院大学が法務研究科の募集停止を決定した旨の新聞報道があり、閉鎖が今後も続く可能性がある。早めに廃止に向けて手を打つべきではと主張した。

学長・学務局長からは、現在、委員会で審議中であり、答申が出るのを待っている段階であるとの返答があった。その上で、大学で存続・縮小や廃止の合意が必要であるとの回答であった。

10、東松山校舎の照明について

組合側から、東松山キャンパス教職員談話室の照明が暗くなり、新聞も読めない状態になっている。利用しにくい為、前の明るさに戻すことはできないかと要望した。

学長は事実関係を調べてから改めて回答するとのことであった。

11、図書館プリント料金価格設定について

組合側から、2012 年 4 月より、マイクロフィルムの複写料金が、サイズに関係なく 1 枚 40 円に引きあげられたが、他大学に比べかなりの高額負担となっている。図書館長は利用促進を考えていないように思える。これについて学長の見解を問うた。

学長は、事実関係を調べてから改めて回答するとのことであった。

12、センター入試手当に関する問題—継続課題—

組合側から、センター試験に関する配置・過剰労働に関する不満は依然として多く、是正を求める声が組合のアンケートにも数多く届いている。とりわけ、2 日間の初日（土曜日）の労働時間の長さ負担の大きさに関しては、ポイント制が機能していない（不公平な配分である）との意見が多い。現状を鑑みると、1 日目と 2 日目との労働の差異をポイントに反映することは難しいと考えられることから、センター入試に関しては、やはり別に手当を支給すべきであるとする。実際にセンター試験に関しては、入試センターからその時の試験監督および設備の使用・投入量分だけのコストとして個別に資金が各大学に配分されており、多くの他の大学は（国公立、私大関係なく）手当を支給している。センターからは別途配分されているわけであり、それを一度大学の懐に入れずに、配分する方法を考えれば、配分額の算定はそれほど難しいことではないはずである。一度大学の懐に入れてしまうから、算定が難しくなるのであり、他大学ができていないことができないわけがないだろうと主張した。

学長・学務局長から、1 日目（土曜日）と 2 日目（日曜日）の労働もしくは業務の差異をポイントに帰するのは実際には難しいかもしれないが、センターからの大学に一旦入った資金を試験業務従事者に手当として配分するのは難しく、配分金の算定がうまくいかないのではないかと。手当を出すということになると、いろいろな部分でのルールの変更が必要となりそれにはコストと時間がかかることに加え、センター試験手当を別に支給するというのであれば、一時金（入試手当）を見直さなければならなくなるだろう。センター試験に関しては、手当を出すということについてはクリアしなければいけない課題が多いために、即答はできないが、労働の分担ないし、配置に関しては検討する余地があるという回答があった。

13、大学改革検討委員会と研究倫理委員会について

組合側から、大学改革検討委員会および研究倫理委員会のメンバーの選出がすべて学長・副学長の主観または選好で行われるのは人事が偏ったり、特定の人の好みが反映されるという面で不公平が生まれ、問題ではないかという意見があるが、これについてどう思うか。また、研究倫理委員会というのは常設されるべき委員会なのかと質問した。

学長・学務局長から、そうではあるが、委員（メンバー）の選出に関しては各方面からも指摘があり、注意して選出するつもりである。研究倫理委員会については、和田学長の時に作られた委員会なので、詳しいことはわからないが、常設の委員会ではないと考えている。

以上、ご報告いたします。

また、このほかに労働環境に関する問題を取り上げましたが、学長、学務局長とも苦慮しながら今後の対応を模索している段階にあり、詳細の報告は別の機会に致します。



◆一高の産休代替教員について

——— 高校についての前号記事のお詫びと訂正、その後の経過 ———

「桐」前号で、産休・育休を取得する高校教員の代替として、『高校の学校長より「非常勤講師」での採用を求められています』と書きましたが、学校長より不正確であるとの指摘を受けました。

学校長によると、当初は一高担当の常務より、代替教員は採用せず、育休をとる教員の分の授業は専任教員で補えないかとの打診があったそうです。学校長としては、それは無理だと伝えたと、それでは非常勤講師を採用してはどうかと言われ、そのような常務の意向を国語科主任に伝えたということでした。私たちは、こうしたやりとりを前号のように解釈して皆さんにお知らせをしましたが、これは正確さを欠く面がありましたので、お詫びし、訂正させていただきます。

従来、産休代替は「嘱託講師」で補充してきたことは、以前の連合団交で当時の理事会執行部との間で確認されており、校長とのやり取りにあった一高担当常務からの意向はそれに反しています。また、産休をとられた先生が行っていた業務(授業、副担任、校務分掌、クラブ指導等)は非常勤講師では補えないものです。そうした点から、高校の組合は産休代替は嘱託講師で行うよう求めてきましたし、今回もその考えに変更はありません。さらに、女性教員が産休を取得しやすくするためにも、私たちは今後も嘱託講師による代替を求めていくつもりです。これに要する人件費からみても、非常勤講師と嘱託講師ではその額に大差はなく、その点からも嘱託講師での代替に合理性があると考えます。

その後、教科(国語)の意向を受けて学校長は理事会執行部と協議し、最終的には嘱託講師での代替が可能になったという回答を受けたという報告がありました。

(2012. 5. 15 文責 第一高校教職員組合委員長 池田)

◆キャンパス署名開催のお知らせ

私大助成金削減に歯止めを！2012 私学助成国庫請願キャンパス署名にご協力を！

「私大への公費助成増額を求める国会請願署名 2012」

署名の集約にみなさまのお力をお貸しください。

開催日時・場所

板橋キャンパス:6月11日(月)12:30～13:05 2号館前

東松山キャンパス:6月12日(火)12:30～13:05 キャンパスプラザ前

1筆でも大歓迎です。

この署名の取り組みは、引き続き9月末まで行ってまいります(近年秋の国会提出に間に合う10月20頃まで延長)。今号に署名用紙を同封させていただきました。ぜひ、ご署名のうえ、執行委員または組合事務室(1号館地下1F)またはメールBOX(2号館2F総務課)までお届けください。

◆◆◆◆組合加入の呼びかけを◆◆◆◆

4 月より、各学科、部署には、新任の教職員の方がご着任のことと存じます。是非とも、組合加入のご勧誘のほどをお願い申し上げます。なお、加入・勧誘に必要な書類は板橋校舎 1 号館地下 1 階の組合事務所に常備してございます。ご請求ください。

(組合事務所の開室時間：月・水・金 10：00～12：30、13：30～18：00)

■■■大学組合員のみなさまへ■■■

2012 夏 私大の争議・権利闘争支援セール

小豆島のそうめん&うどんをぜひ！

解雇撤回・権利闘争をたたかう組合をご支援ください

ご好評をいただいております小豆島のうどん&そうめんのご案内です。このセールの環元金は、解雇撤回をはじめ、さまざまな権利闘争を闘っている組合への支援となります。商品は小豆島から直送されます。送料を含んだ価格です（ただし北海道、沖縄のみ 200 円）。

お中元、ご贈答に、ぜひご利用ください（詳しくは同封のチラシをごらんください。）。

(書記局)



本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。併せてご利用いただければ幸いです。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。